平成２３年（フ）第２５６号
佐賀県小城市小城町255番地
破産者　株式会社増田羊羹総本舗
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４２号
佐賀県佐賀市多布施３丁目２番27号
破産者　佐賀同和食肉事業協同組合
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８４６号
熊本市北区大窪４丁目１番23号
破産者　有限会社ヒューマンテック
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５４号
茨城県東茨城郡茨城町大戸2134番地１
破産者　有限会社大崎建設
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３号
千葉県館山市沼1115番地の２
破産者　岡　　優光
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第２５９号
東京都八王子市八日町３番８―202号
破産者　津川　愛美（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２号
滋賀県草津市野路町2427―７
破産者　有限会社ベースメントヒラノ
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６９号
東京都大田区蒲田５丁目40番10―602号
破産者　有限会社つくば心理学研究会（旧商号有限会社Ｂ．Ｐ．Ｃ．Ｃ.）
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７４６号
和歌山市梶取232番地
破産者　南出商事株式会社
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３０４号
沖縄県沖縄市美原４丁目23番16号　シャトレパークサイド１Ｆ
破産者　上條　　實
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１０号
熊本県玉名郡玉東町大字稲佐115番地１、開始決定時の住所熊本県荒尾市荒尾920番地５
破産者　久保　　久
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第７４号
鹿児島県鹿児島市高麗町15番１号
破産者　吉冨　龍義
1　破産債権の届出期間　平成24年６月19日まで
2　一般調査期日　平成24年７月17日午後１時30分
平成24年５月29日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３１４号
札幌市東区丘珠町872番地12
破産者　有限会社丸内建設
1　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
2　一般調査期日　平成24年８月28日午前11時30分
平成24年５月31日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８９号
愛知県豊田市神池町２丁目1236番地566
破産者　大宅　大輔
1　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
2　一般調査期日　平成24年８月20日午後３時50分
平成24年５月31日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
堺市堺区三宝町１丁10番地１　サンメゾン堺105号
破産者　加藤　正敏
1　破産債権の届出期間　平成24年７月20日まで
2　一般調査期日　平成24年９月20日午前11時
平成24年５月31日
大阪地方裁判所堺支部破産係

債権者集会招集

平成１６年（フ）第６７６号
山梨県南都留郡鳴沢村絶頭7238番地30
破産者　富士河口湖ゴルフ倶楽部株式会社
1　期日　平成24年８月31日午後３時
2　会議の目的　破産廃止に関する意見聴取、異議なきとき併せて破産管財人の任務終了による計算報告
平成24年５月30日　　甲府地方裁判所民事部

平成１６年（フ）第６７７号
山梨県南巨摩郡身延町下山922番地
破産者　身延ゴルフ倶楽部株式会社
1　期日　平成24年８月31日午後４時
2　会議の目的　破産廃止に関する意見聴取、異議なきとき併せて破産管財人の任務終了による計算報告
平成24年５月30日　　甲府地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８４号
長野県伊那市御園678番地
破産者　株式会社スタジオアール
1　期日　平成24年７月18日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年６月１日　長野地方裁判所伊那支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１５７号
熊本県人吉市西間上町2535番地
破産者　大東コンクリート有限会社
異議申述期間　平成24年７月24日まで
平成24年５月31日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１６５５８号
東京都中野区丸山１丁目11―16　丸山タウンハウスＣ棟２
破産者　河本　直樹
免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
平成24年６月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７５５号
大阪市北区天満橋１丁目３―13―1303号、前住所大阪府豊中市緑丘１丁目30番13号
破産者　新山　洋史
免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
平成24年５月31日
大阪地方裁判所第６民事部